

「ICAO締約国発行の定期運送用操縦士等技能証明保有者に対する航空従事者技能証明等の実地試験の取扱いについて」一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>空乗第 2069 号 平成 11 年 8 月 10 日  一部改正 国空航第 728 号 平成 26 年 12 月 18 日  一部改正 国空航第 3037 号 令和 4 年 3 月 29 日  <u>一部改正 国空安政第 号 令和 4 年 月 日</u></p>	<p>空乗第 2069 号 平成 11 年 8 月 10 日  一部改正 国空航第 728 号 平成 26 年 12 月 18 日  一部改正 国空航第 3037 号 令和 4 年 3 月 29 日</p>
<p>ICAO締約国発行の定期運送用操縦士等技能証明保有者に対する航空従事者技能証明等の実地試験の取扱いについて</p> <p>(略)</p> <p>記</p>	<p>ICAO締約国発行の定期運送用操縦士等技能証明保有者に対する航空従事者技能証明等の実地試験の取扱いについて</p> <p>(略)</p> <p>記</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 受験する者の要件  (1)～(3) (略)</p> <p><u>3 受験する者の要件の補足</u>  <u>2(2)及び(3)の要件については、2,000時間以上の飛行経歴（操縦に2人を要する飛行機の操縦士として、受験しようとする型式の飛行機に係る区分にかかわらず、当該飛行機の等級と同じ等級のものの飛行時間が500時間以上の場合に限る。）を有する者をもってこれに代えることができる。</u></p> <p><u>4 書類の提出</u>  <u>本通達の適用を受けようとする者から、受験者が受験までに終了しておく飛行訓練に関する以下の書類を、受験申請までに、安全政策課長あてに提出させるものとする。</u>  <u>①教育訓練の実施者（訓練を委託する場合は、委託先を含む。）</u>  <u>②受験する者の訓練開始要件、訓練の内容及び方法</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 受験する者の要件  (1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

「ICAO締約国発行の定期運送用操縦士等技能証明保有者に対する航空従事者技能証明等の実地試験の取扱いについて」一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>③教官の要件</u> <u>④使用する模擬飛行装置等を記載した書類</u></p> <p>附則（平成11年 8月10日 空乗第2069号）</p> <p>1 施行日 この通達は、平成12年1月5日から施行する。</p> <p>2 「定期航空運送事業者または不定期航空運送事業者に所属する外人操縦士の 実地試験の取扱いについて」の廃止 「定期航空運送事業者または不定期航空運送事業者に所属する外人操縦士の実地 試験の取扱いについて」（平成6年 4月26日付け 空乗2040号）は、本通達の施行 日をもって廃止する。</p> <p>附則（平成26年12月18日 国空航第 728 号） この通達は、平成26年12月27日から施行する。</p> <p>附則（令和 4年 3月29日 国空航第3037号） この通達は、令和 4年 4月 1日から施行する。</p> <p>附則（令和 4年 月 日 国空安政第 号） この通達は、令和 4年 月 日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1 施行日 この通達は、平成12年1月5日から施行する。</p> <p>2 「定期航空運送事業者または不定期航空運送事業者に所属する外人操縦士の 実地試験の取扱いについて」の廃止 「定期航空運送事業者または不定期航空運送事業者に所属する外人操縦士の実地 試験の取扱いについて」（平成6年 4月26日付け 空乗2040号）は、本通達の施 行日をもって廃止する。</p> <p>附則 この通達は、平成26年12月27日から施行する。</p> <p>附則 この通達は、令和 4年 4月 1日から施行する。</p>